

KULS ニュースレター No. 55

INDEX

- 授業評価(中間)アンケートを読む
- 学生募集の停止によせて
- キャンパスライフ
- 本紹介

- 授業評価(中間)アンケートを読む
—所感と対応に寄せて—

□はじめに-授業評価の必要性-

法科大学院に限ったことではないが、学びの場での「授業」の役割の重要性は言を俟たない。元来、学びとは主体ごとに固有の精神活動であり、自分自身の働きかけによる作用に他ならないが、その際、一から十までを自分で模索し、習得するよりは、適切な学習のポイントに集約できたほうが、有効か

つ効率的である。そして、これが授業の効用だろう。その意味で、学習に占める授業の比重は相対的に大きい。

そこで、授業の中身、質が問われることになる。各回の授業は、その時間と空間を共有する教員と受講生との協働作業で作り上げられるものだから、その場に参加する受講生としても、単に受け身の姿勢の傍観者であっては、十分な効用を期待できない。もちろん、第一義的に授業に責を負うのは、設計者である教員の側であるが、授業内容の改善、見直しの契機は、受講生の係わりにもよるだろう。その1つがアンケートといえる。PDCAサイクル¹のC(Check/評価)である。

□アンケートの見直しについて

従前より、法科大学院では、「授業と学修の協働改善」というスローガンのもと、各学期に2回(中間と最終)、授業評価アンケートを実施してきた。ただ、今回、その内容を一部手直した。(中間の場合)従来は、8つの項目²につき、数値をマークする方式によっていたが、各科目の受講生数の減少に鑑

そして、現在修了生のみなさんを含め、司法試験の受験資格が継続する限り、大学として責任を持ってサポートします。

学生/修了生のみなさんにおかれましては、「地域に学び、地域に貢献する」理念を体現する法曹を目指して、最後まで、一緒にがんばりましょう。また、ご支援いただいているみなさまには、最後の学生が合格するまで、是非ご支援をお願いいたします。

研究科長 米田憲市



※ 募集停止にかかる事情は、下記に公表しています。

<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/old-info/data/past-news/pdf/26/4/20140425.pdf>
<http://www.kagoshima-u.ac.jp/important/2014/04/post-23.html>

みて、たとえば5名程度のアンケート回答者で、数値化された情報にどれ程の有意性があるのかという問題意識が生じた。そこで、問う項目はそのままに、それについてコメントを記述する形にした。以前のアンケートにも、自由記載欄は設けられていたが、記載がされる例は極少なかったこともあり、むしろ、積極的かつ率直に、授業に対し感じるところを述べてもらうとの趣旨である。

□アンケート内容の総括

1. 受講生数が3名を超える14科目で実施し、平均の回答率は、84%程度であった(最高100%/8科目、最低60%/3科目)。記載されたコメントについては、実は、各項目の問いかけが「…と思いますか」という形だったので、中には、「そう思う」とか「有り」とだけ回答する例も見受けられた。自分の感想を具体的に記述して欲しいとの趣旨が徹底されていなかったためと思われ、アンケート実施の際の改善点だろう。

2. 8つの項目について³ 項目【1】については、課題等の予習を前提に質疑応答で授業が進行するため、能動的な授業参加という感想が多い(13科目)。項目【2】については、現実の事件や社会問題の検討、具体的な事例学習、実務的側面からの言及、学説状況の紹介、ピンポイントな予習の指示など、学習上の関心を喚起する多様な取組みがされていることが指摘(11科目)。項目【3】については、整理されたレジュメによる解説のわかりやすさ、定義を確認する作業、テキストや百選の活用などが指摘(11科目)。項目【4】については、議論を通じての論理展開の修正誘導、判例や事案を素材に考えさせる内容といった点が指摘(12科目)。項目【5】については、事案につき詳しい解説がされる、事実の分析について受講生相互間で議論する、事例への当てはめを質疑応答で確認する、百選の判例を読み込む作業をする、判例の事案とは異なる事実が設定されている事例を考察するなど、それぞれに工夫された取組み内容が指摘(14科目)。項目【6】については、双方向や多方向での議論が試みられる、判例の評価が求められるなどの

¹PDCAサイクルについては、ニュースレター21号参照。

²アンケート項目については、ニュースレター48号参照。

³なお、科目によってこれらの項目の重視度が異なることにつき、ニュースレター43、45号など参照。

●キャンパスライフ●



- 5月7日(水)~5月13日(火)
前期[中間]授業評価アンケート実施
- 6月2日(月)~6月6日(金)
前期授業収録
- 7月16日(水)~7月28日(月)
前期[最終]授業評価アンケート実施
- 7月28日(火)~8月5日(火)
前期期末試験
- 8月22日~
試験問題・出題趣旨に関するアンケート実施
- 8月23日(土)
九弁連サマーセミナー2014
- 8月29日(金)~9月1日(日)
ロイヤリング実践臨床セミナー

指摘(11科目)。項目【7】については、判例として顕出されていない領域の問題を検討する、初見の問題につき、趣旨や目的といった基本知識を駆使して考察する、1つの事案を複眼的に考える、既存の判例から事実を動かした事案を検討するなどの指摘(13科目)。項目【8】については、起案があり、それが添削されたり、起案を素材にした講評がある、レポートが課され、採点・添削されるといった取組みが指摘(13科目)。

□教員側からの応答

1. 所感と対応から 記載の中から抜粋してみる。「授業で扱うテーマは、厳選しているから、消化不良のまま終わらないように、徹底して学習して欲しい」(民事法総合問題演習A)。「授業では、基本的な知識や、思考力を育む手助けとなるように心がけている。…消化不良とならないように、必ず、事後の復習もして欲しい」(民法問題演習A)。「授業では少し時間がかかっても、基礎的な概念をしっかりと

り把握できるようにした」(憲法A)。「1 年次においては、基本的な知識を正確に身につけること、法的な思考方法の基礎を定着させることを目標に設定している」(刑事訴訟法A)。「とにかく、基本的な法的知識の習得に力を入れてほしい」(商法B)。

2.学修上のアドバイスから このアンケートから、所感と対応の末尾に教員からの学修上のアドバイスを記す欄を設けた。幾つかみてみよう。「法曹としての資質は、①事例解析能力、②論理的思考力、③法解釈・適用能力、④全体的な論理的構成力、⑤文章表現力から点検される。学生としては、日頃の授業を通して、(1)制度趣旨を踏まえた法的推論をする練習、(2)具体的な事実の分析を通じて事案の法的解決を探求する練習、(3)判例が提示する法律的命題の本質的な趣旨に注意関

心を向け、理由や事実を丁寧に読む練習をする必要がある」(民法問題演習A／民事法総合問題演習A)。「テキストや百選の読み込みにおいて、シラバス等でリファーされている部分は億劫になることなく、必ず目を通し、たとえその時点ではわからないとしても、投げ出すことなく、学修を継続してもらいたい。授業への準備段階で、このような作業に取り組んでいればこそ、授業に参加することによって、相当程度疑問の氷解に繋がり得ることが期待できるだろう」(民事訴訟法A)。「専門職学位課程において必要とされる講義のボリュームや難易度については動かし難いところではあるが、多数の科目を受講する学生の負担にも配慮しながら、効果的な学修を可能とするコンテンツを提供したい。講義のあり方や学び方についても、学生からの主

体的な問いかけを期待しており、アンケートのほか、電子掲示板なども活用して積極的に意見を伝えて欲しい」(刑事訴訟法A)。

口終わりに

各科目の詳細なアンケートの内容や、所感と対応については、既に、電子シラバス上に公開されている。時間の許す時に是非、一読されたい。たと

えば勉強の方向性に揺らぎが生じたり、焦燥感や不安感が生じたとき、何かのヒントとなり得る要素が隠されているかもしれない。四囲にアンテナを張り、聴く姿勢を堅持し、感受性を保ちつつ、自ら考えて取捨選択する姿勢であることが、長きにわたる法律学の学習にとって有用だろう。

齋藤 善人(FD 委員)

● 平成 26 年度前期【中間】授業評価アンケート「所感と対応」より 抜粋 ●

授業アンケートに対する所感と対応 (法律基本科目及び司法試験選択科目)			担当教員: 刑事系教員
			科目名: 民事法総合問題演習A
	教員の重視度 /科目特性	学生のコメント	所感と対応
[1]受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	・毎回の課題、それに基づく質疑応答等で非常に緊張感があります。	本講義は、理論と実務の架橋を図ることにより、理論が実務にどのような影響を与えるのか、又実務における処理が理論にどのような影響を与えるのかという点についての理解を深めてもらうことを目標としている。課題事例をそのような点から検討することは具体的に発生する事例において、その解決のための応用力を涵養することに繋がることと思われる。アンケート結果を見ると、事例演習においてはゼミ室を使用していることから、教員と受講生との間の物理的距離が近接していること、即日起案においては、一定時間起案を行うことから、何れも緊張感のある授業となっていることについての、受講生の理解が得られている。又、アンケート項目の殆どについては、講義における質疑応答、添削等で相当程度の効果を上げていることがアンケート結果に反映されている。アンケート結果を受けて、講義内容の更なる充実を図る為、課題事例の作成、及び講義の組み立てについては、今後も十分に工夫を重ねていきたいと考えている。尚、自由記載において、講義時間の管理についての指摘を受けた。演習科目の性質上、参加者の問題関心・理解度や議論の展開によっては、計画した時間どおりに進行するのが困難になる面があり、このことが時間延長につながった。今回の指摘の趣旨を踏まえ、今後の在り方としては、定時にひとおりの議論と解説が終了するように進行する。このことにより、もしも個別の論点等について議論し足りない部分や理解しきれない部分が生じた場合には、講義後に質問したり、学生同士で休み時間に議論するなどして自発的なフォローアップをしてほしい。また、教員側からは、電子掲示板等を通じて講義内容を補足することがあるので、併せて活用してほしい。
[2]学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	B	・中島・南両先生の理論面からの指導だけでなく、前田先生による実務面からの興味深い指摘もあり非常に工夫されていると思います。	
[3]基本的な法的知識の習得	B	・質疑応答の中で随時されていると思います。	
[4]法的思考能力の涵養	A	・課題へ事前に解答を作成する段階で十分なされていると思います。	
[5]事実を把握したり、分析する能力の涵養	A	・課題の事例問題におけるあてはめに関する質疑応答で確認されていると思います。	
[6]法的議論をする能力の涵養	A	・質疑応答の中でなされていると思います。	
[7]判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	A	・課題の出題が代替判例から少しひねっており、考えさせられるものとなっていると思います。	
[8]法的文章作成能力の涵養	A	・毎回起案し添削していただく点は効果的だと思います。 ・毎回の課題への解答それへの添削、即日起案等で十分になされていると思います。	

授業アンケートに対する所感と対応 (法律基本科目及び司法試験選択科目)			担当教員: 民事系教員
			科目名: 民事法総合問題演習A
学修上のアドバイス			
<p>日頃の学習においても、次世代の法曹に期待される能力を意識的に涵養するという姿勢でいてほしい。</p> <p>「司法試験の出題の中でも、特に論文式試験で出題される事項は、画一的な思考で解決が得られるようなものではなく、あえて解答を見いだすことが困難な課題を与えるなどして受験者の法的思考能力を試そうとしているのであり、採点者は、いわば出題において提示した課題を受験者が共に悩んでくれたであろうか、というような気持ちで一枚一枚を読むものである。」</p> <p>「しっかり内容を備えた答案を作成した受験者を法律家の世界に迎え入れる、という趣旨で司法試験の採点がされている、ということであらためて想起し、受験者においては、基礎的な知識や基本的な思考力の涵養に努めて欲しい。」(平成25年採点実感<民法>)</p> <p>法曹としての資質は、①事例解析能力、②論理的思考力、③法解釈・適用能力、④全体的な論理的構成力、⑤文書表現力から点検される。院生としては、日頃の授業を通して、①制度趣旨を踏まえた法的推論をする練習、②具体的な事実の分析を通じて事案の法的解決を探求する練習、③判例が提示する法律的命題の本質的な趣旨に注意関心を向けさせ、理由や事実を丁寧に読む練習をする必要がある。</p> <p>引き続き、学習に努めてほしい。</p>			

● 本紹介 『少年事件の裁判員裁判』 ●

武内謙治 [編著]

少年事件の
裁判員裁判

少年事件と裁判員裁判の本質に関わる問題との、実務上・理論上の格闘。

武内謙治編著
『少年事件の裁判員裁判』(現代人文社)に、林宏嗣弁護士(本学法科大学院出身)の論文が掲載されました。

1月下旬に現代人文社から、武内謙治・九州大学大学院法学研究院准教授の編著による『少年事件の裁判員裁判』(定価:4500円、頁数:456、ISBN978-4-87798-573-571-4)が刊行されました。この本は、武内准教授をはじめとする少年法研究者による総合的な研究プロジェクトの成果の一部を構成するものです。

裁判員裁判については、様々な問題点や課題が指摘されつつあるところですが、その中の重要なテーマのひとつが少年が被告人となる刑事事件における裁判員裁判のあり方です。ご存じのとおり、少年が罪を犯したと疑われる場合、少年法が適用されます。家庭裁判所における少年審判に付されて保護処分を受けるのが原則ですが(少年法3条1項1号)、一定の場合には「刑事処分相当」として家庭裁判所から検察官に送致されたのち(逆送とも呼ぶ)、成人と同様に刑事事件として起訴されることとなります(少年法20条)。そして、事件が裁判員による刑事裁判の対象事件である場合は、少年が被告人として裁判員による刑事裁

判を受けることとなります。このとき、裁判員による刑事裁判が少年事件の特殊性を十分に理解して行われるのかどうか、また、これを前提とした場合に家庭裁判所や刑事裁判の実務はどのように変化するのか。こうした課題を、弁護を中心とする実務の実践を踏まえつつ、また、隣接諸科学からの知見も交えつつ、理論的な観点から総合的に研究を行った成果が本書であり、学界から、また実務家からも大きな注目を集めています。

さて、そのような本書に、本学法科大学院の修了生(2期生)である林宏嗣弁護士(いづろ法律事務所)が、ご自身が担当した事件のケーススタディを論文の形にまとめて寄稿しておられます(林宏嗣「ケーススタディ4 鹿児島事件—傷害致死」同書90-109頁)。林弁護士が書かれている事件は、裁判員裁判において、少年法55条の規定により、再び家庭裁判所への移送が決定された事例です。この事件は、特に少年法20条2項が規定するいわゆる「原則逆送」に該当する事案について、少年法55条の移送を認めた初めての事例だったこともあり、その弁護活動も全国の研究者から大きな注目を集めました(もともと、鹿児島の報道機関は、この移送決定の重みを理解せず、必ずしも大きくは報じませんでした)。林さんと一緒に弁護人を担当したのは、やはり本学法科大学院の修了生(3期生)である河合利弘弁護士(河合総合法律事務所)です。

この分野における実務と研究の土台を提供することになるであろう重要な研究書に、本学出身の弁護士たちによる実践と考察が掲載されたのは、とても素晴らしいことです。在学生のみなさんも先輩たちの「全国レベル」での活躍を励みにして、ぜひ後に続いてください。

中島宏(刑事訴訟法)